明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○

△

○

○経済産業省告示第百五十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示

（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第一条　容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

様式中「大きさは縦25ミリメートル、横90ミリメートル以上」、「大きさは縦50ミリメートル、横110ミリメートル以上」、「大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上」及び「大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上」を「文字は読みやすい大きさ」に改める。

（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査方法等を定める告示の一部改正）

第二条　国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一章　総則	［新設］
（用語の定義等）	（用語の定義）
第一条　この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。	**第一条**　この告示において使用する用語は、国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
一　継目なし容器　内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分に溶接部（底部を接合して製造したものにあっては、底部接合部を除く。）を有しない容器（次号及び規則第二条第二号ロに定めるものを除く。）	［新設］
二　繊維強化プラスチック複合容器　ライナーに、周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器	［新設］
三　［略］	一　［略］
四　最高充塡圧力　燃料の充塡中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものの数値であって、次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値	二　最高充塡圧力　燃料の充塡中にその容器にかかるガスの圧力のうち最高のものの数値であって、次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値
イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　次号に規定する公称使用圧力の四分の五倍の圧力の数値	［新設］
ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器　次号に規定する公称使用圧力の十分の十三倍の圧力の数値	［新設］
ハ　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　二十六メガパスカル未満であって、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおいて液化ガスの容積が当該容器の内容積の十分の九を乗じて得た数値になる圧力の数値	［新設］
五　供給圧力　協定規則第百十号4.2.に定める供給圧力（協定規則第百十号4.2.に定める安定圧力の設定がない場合にあっては、最高充塡圧力）の数値	三　公称使用圧力　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充塡して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値
六　公称使用圧力　次に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ次に定める数値	［新設］
イ　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充塡して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値	［新設］
ロ　国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号4.4.に定める使用圧力の数値	［新設］